

## (4) 支援を必要とするお子さんの申込み

### 要支援児保育の申込み

板橋区では、心身に障がいがある児童等、特別な配慮が必要な児童と判定された場合、要支援児保育を行っています。判定されたお子さんには、園に心理士を派遣するなど、一人ひとりのお子さんの特性に合わせた、保育支援を行っています。※要支援児保育は、単年度または卒園までとなります。

なお、医療的ケアが必要なお子さんは下記及び P27 をご覧ください。

#### ●対象となるお子さん

板橋区民（転入予定がある方を含む）で、保育の必要性があり、かつ、集団保育をすることが可能なお子さん。

#### ●受入れ定員

受入れ定員は、それぞれの保育施設において、職員の体制を踏まえ、安全に施設を運営できる範囲内としています。

区立保育園	要支援児の受入れ定員は各園 4 名です。希望する保育園のお子さんのクラス定員に空きがあり、かつ要支援児の定員に空きがある場合のみ入所選考の対象となります。
私立保育園等	各園で年度ごとに保育士の体制等を踏まえ、定員を決定します。希望する保育園のお子さんのクラス定員に空きがあり、かつ要支援児の定員に空きがある場合のみ入所選考の対象となります。

家庭福祉員・ベビールームでは、受入れをしていません。

#### ●申込みにあたっての注意事項

お子さんの発達や健康状況で気になることがある場合は、申込時に可能な限り入園相談係の窓口にお子さんと一緒にお願いします。

また、お子さんの健康状況に関する書類の追加提出、聞き取り、観察保育の実施などにご協力いただくため、要支援児保育の申込みを検討されている場合は、お早めの申込みをお願いします。

### 4 月入所の流れ

申請	要支援児としての保育を希望される場合、別途、「発達のようす」を提出していただきます。また、必要に応じて医師が記載する「意見書（診断書）」を期限までに提出していただきます。
審査・判定	指定の場所にて観察保育を行っていただきます。そのうえで、①集団保育が可能か、②要支援児保育の必要があるかどうかについて、外部の専門家を含めて審査を行います。
入所選考	書類審査・観察保育の結果と希望する保育園の体制や空き状況を踏まえて選考します。 ※要支援児保育の必要があるとされた場合、選考指数に「保護者世帯にかかわる調整指数⑥」の 5 点が加算されます。
内定面談	入所内定となった保育園等において、お子さん同伴で入所前面談を実施します。 ※定員に空きがあっても、お子さんの状況によっては、施設の受入体制が整わず入園をお受けできない場合があります。
決定	保育時間等については、お子さんの健康状況や保育園の保育体制等によりご家庭と相談のうえ、施設長が決定します。

### 居宅訪問型保育事業

- 居宅訪問型保育事業とは、障がいや疾病等により個別の医療的ケアが必要で、集団保育が著しく困難と認められるお子さんを、保護者の自宅において 1 対 1 で保育する事業です。
  - 居宅訪問型保育事業の利用を希望する場合には、保育を必要とする理由（就労等）により、保育の必要性の認定を受けることが必要です。
  - 現在、板橋区民が利用できる居宅訪問型保育事業は「障害児訪問保育アニー（6811-0907）」のみです。申込みの状況によっては、利用決定まで数か月を要する場合があります。
  - 利用決定後に、事業者が保育従事者を採用決定します。保育従事者が医療的ケアに必要な研修（約 2 か月間）を受講し、ご家庭での慣れ保育（約 1 か月）を行ってから保育開始となります。
- ※居宅訪問型保育事業のご利用を検討する場合は、お早めにご相談ください。

#### 利用できる児童（以下の①～④のすべてに該当する場合）

- ①区内在住で、原則 1・2 歳の児童（乳児及び 3 歳～5 歳はお問い合わせください）
- ②主に中重度の肢体不自由児、知的障がい児、重症心身障がい児等で、たんの吸引、経管栄養・経鼻栄養・胃ろう・腸ろう等の医療的ケアを必要とする児童  
（※注）気管切開・人工呼吸器等呼吸器系疾患の医療的ケアが必要なお子さんについては対応ができません。
- ③事業者との面談において、自宅での保育が可能と判断された児童
- ④保育の利用申込みの際に、主治医等の意見書により、障がい、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であることが確認できた場合

## 区立指定保育園医療的ケア児枠での申込み

区立中板橋保育園、区立高島平あやめ保育園、区立坂下三丁目保育園、区立上板橋保育園、及び区立ゆりの木保育園では、医療的ケアが必要でかつ集団保育が可能なお子さんを対象に、医療的ケア児枠（原則各園定員1名）を設け、保育を行います。

### ●対象となるお子さん

保育の必要性があり、医療的ケアが必要で、かつ、下記の受入要件を満たした上で、日々、登園できる原則3歳児クラス以上のお子さん。

#### 受入要件（以下の①～④のすべてに該当する場合）

- ①主治医により、集団生活が可能と認められていること。
- ②家庭での生活において状態が安定しており、基礎的疾患や慢性的な感染症がないこと。
- ③医療的ケアが日常生活の一部として保護者及び児童に定着していること。また、その行為によって事故や感染症が起これにくいと主治医に判断されていること。
- ④児童の病状や医療的ケアに関する情報が保護者と保育所の間で十分に共有でき、必要に応じて主治医からの情報を受け取ることができること。

### ●対応できる医療的ケア

- (1) 口腔内、鼻腔内又は気管カニューレ内部の喀たん吸引
- (2) 胃ろう、腸ろう又は経鼻による経管栄養
- (3) 定時の導尿
- (4) 血糖値測定及びその後の処理（インスリン注射を含む）

ただし、次のいずれかの対応が求められるお子さんについては、上記の医療的ケア児も含め、お預かりできません。入園後に、下記のような状態になった場合には、休園または退園となる場合があります。

- ・ 日常的に他の児童から隔離した場での保育が必要な場合。
- ・ 看護師による常時の容態観察と処置が必要な場合。
- ・ その他、集団保育が不可と医師から判断された場合もしくは、要支援児・医ケア児保育認定会議において児童を安全に預かることができないと判定した場合。

### ●受入れ時間

原則は午前9時から午後5時までの8時間内とします。

### ●申込みにあたっての注意事項

- ・ 入所の際は、保育サービス課入園相談係までご相談ください。
- ・ 申込みにあたっては、(1) 保育の必要性の認定を受けること (2) 集団保育が可能であると認められることが条件となります。※ (2) については、要支援児・医ケア児保育認定会議において区が判定します。
- ・ 医療的ケア児枠（原則各園定員1名）が空いている場合のみ利用可能となります。また、医療的ケア児枠での申込者数が医療的ケア児枠の定員数を超える場合は、保育の必要性に基づき入所選考を実施します。
- ・ 医療的ケアは看護師が行います。ケアの実施には主治医の意見書及び指示書が必要です。
- ・ 体調に応じて医療的ケアの内容を変える等の対応はできません。
- ・ 医療的ケアに必要な医療器材や消耗品の用意、器材の洗浄・消毒、消耗品の破棄については、各ご家庭でご対応をお願いします。
- ・ 保育園での療育等はありません。
- ・ 与薬及び食物アレルギー対応は、区立保育園の基準に基づいて実施します。

## 私立保育園における医療的ケア児保育の申込み

区立指定保育園医療的ケア児枠での申込みが難しい医療的ケア児のお子さんについては、私立保育園での医療的ケア児保育の受入れについても、保育サービス課入園相談係までご相談ください。

### ●申込みにあたっての注意事項

- ・ 私立保育園においては、区立保育園のような医療的ケア児枠がなく、入所相談後に定員の空き状況や看護師等の配置状況、医療的ケアの実施スペース等を考慮し、区及び当該私立保育園が実施可能と判断した場合、先行利用調整（P29）により入所選考を実施します。
- ・ 入所相談後に、受入れ可能かどうかの判断を行うため、お早めの申込みをお願いします。